

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

徳島県知事
飯泉嘉門

徳島県条例第四十九号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十一項中「令和五年度」を「令和十年度」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。